

○ 文部科学省
厚生労働省 告示第一号

保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項（平成二十五年 文部科学省 厚生労働省 告示第一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年二月十三日

文部科学大臣 林 芳正

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第五 保育の内容等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保育に従事する者の保育姿勢等</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 保育に従事する者が保育所保育指針(平成二十九年厚生労働省告示第百十七号)を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>第五 保育の内容等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保育に従事する者の保育姿勢等</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 保育に従事する者が保育所保育指針(平成二十年厚生労働省告示第百四十一号)を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>三 (略)</p>